

今月のトピックス

令和5年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

QRコードで弊社HPへアクセスできます。



【今月の担当：柳川】

【2024年4月～労働条件明示の改正について】

2024年4月より無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が行われることになり、労働条件明示のルールが改正されます。

無期転換ルールとは、同一の利用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数)の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

・「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

・初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、**更新のたびに今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。**

◇労働条件通知書のサンプルは、厚生労働省ホームページに記載がありますのでご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080104.pdf>)

【2023年度高年齢者・障害者雇用状況等報告の提出について】

毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所(一部地域では労働局)を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告は、総務省 e-Gov 電子申請システムを使用する電子申請による方法のほか、従来通り郵送または来所により提出できます。

〈対象企業〉

- ① 高年齢者雇用状況報告は、労働者を雇用している会社(郵送が届いた会社)
- ② 障害者雇用状況報告は、常時雇用する従業員が43.5人以上

報告を電子で行う場合は、高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請にて電子署名(*)または**GEズID**が必要となります

※電子申請で行う場合は6月1日以前に申請することはできませんのでご注意ください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。